

事 務 連 絡

令和6年4月12日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）

標記の件について、「中小企業者等に対する消防用設備等に係る融資制度」に係る令和6年4月1日時点における利率等を別添のとおりお知らせいたしますので、事業者への指導等に当たっての参考として下さい。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

## ◎ 中小企業者等に対する消防用設備等に係る融資制度（令和6年度）

| 金融機関名 | 株式会社日本政策金融公庫                           |   | 独立行政法人福祉医療機構   | 沖縄振興開発金融公庫   |
|-------|--|---|--|--|
|       | 中小企業事業                                 | 国民生活事業  |  |  |
| 貸付区分  | 地域活性化・雇用促進資金<br>社会環境対応施設整備資金           | 生活衛生資金貸付<br>・一般貸付<br>・振興事業貸付<br>・特例貸付(環境対策関連貸付(防災・環境対策資金))                                  | 福祉貸付<br>医療貸付   | 株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。<br>(一部制度の名称が異なる場合がある)  |
| 融資対象者 | 特定事業(※1)を営む中小企業者(※2)であって一定基準(※3)を満たすもの | 一般貸付<br>振興事業貸付<br>特例貸付 } 生活衛生関係営業者(※4)  | 福祉貸付:社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人等<br>医療貸付:病院、診療所等を開設する医療法人等  | 沖縄において事業を行うものであって、融資対象者等は、株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。<br>(一部制度の名称が異なる場合がある)  |
| 限度額   | ～7億2千万円                                | 一般貸付:～4億円(※5)<br>振興事業貸付:～7億2千万円(※6)<br>特例貸付:一般貸付又は振興事業貸付それぞれの限度額に、上乗せ3千万円                   | 福祉貸付:(所要額-法的・制度的補助金)×融資率(70%～95%)<br>医療貸付<br>・病院・介護老人保健施設:～7億2千万円<br>・介護医療院:～12億円<br>・診療所:～5億円(※7) |  |
| 利率    | 信用リスク・融資期間等に応じた所定の利率                   | 年0.55～3.20%<br>(融資要件、返済期間、担保の有無等により異なる利率が適用される)   | 年0.80～1.70%(固定金利)年0.80～1.00%<br>(10年見直し金利)<br>(※8)   | ・株式会社日本政策金融公庫並びの貸付け年0.55%～<br>(融資要件、返済期間等により上記の利率は異なる)<br>・独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)並びの貸付け<br>年0.30～1.90%(固定金利)<br>年0.30～1.20%(10年見直し金利) |
| 期間    | 20年以内(据置2年以内)                          | 一般貸付:13年以内(据置1年以内)<br>振興事業貸付:20年以内(据置2年以内)<br>特例貸付:20年以内(据置2年以内)<br>(業種または資金用途により、返済期間は異なる) | 30年以内(据置3年以内)<br>(融資対象施設、貸付金額等により、償還期間又は据置期間は異なる)  | 株式会社日本政策金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構(医療貸付に限る)と同じ。  |

(注)

※1 特定事業:農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なもの、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象のもの等以外の業種

※2 株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に規定する中小企業者をいう。

※3 地域活性化・雇用対策資金については、特定の地域において、3名以上(特定の要件を満たす場合は1又は2名以上)の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方  
社会環境対応施設整備資金については、自ら策定したBCP(緊急時企業存続計画または事業継続計画)に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方

※4 株式会社日本政策金融公庫法第2条第1号に規定する生活衛生関係営業者

※5 業種ごとの貸付限度額:旅館業…4億円、一般公衆浴場業…3億円、興行場営業及びサウナ営業…2億円、クリーニング業…1億2千万円、その他…7千2百万円

※6 業種ごとの貸付限度額:旅館業及び興行場営業…7億2千万円、クリーニング業…3億円、その他…1億5千万円

※7 業種限度額:医療従事者養成施設…5億円、助産所…1億円

※8 保証人不要制度を適用する場合は、利率を0.050～0.150%上乗せ

※利率は、令和6年4月1日現在のものであり、詳しくは、各金融機関へお問い合わせ下さい。